

### インフルエンザ警報発令中

**感染症予防の原則は、手洗い・うがいの励行、咳エチケットの遵守です。**

全国的には患者数が減少し、今シーズンの流行のピークはすぎたと考えられるそうです。千葉市では、3週続けて患者数は減少が続いていましたが、第8週（2月21日～2月26日）の報告では、定点あたり14.54となり、やや増加しています。流行のピークは過ぎつつあるものと思われませんが、B型インフルエンザの増加も見られており、引き続き注意が必要です。

千葉大学での患者発症報告は、今週はありませんでした。

#### <高病原性鳥インフルエンザに関する対策について>

今冬は、全国で高病原性鳥インフルエンザに感染した家禽・野鳥が見つかり、報道されています。下記の注意事項を守るようにしましょう。

- 野鳥に不必要に接しない。
  - (1) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合・野鳥などの排泄物に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。
  - (2) 死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所で多数の野鳥などが死亡していたら、学校や家畜保健衛生所又は保健所に連絡すること。
  - (3) 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けるなどの適切な措置を講じること。飼育施設周囲の清潔を保つこと。
  
- 食品は安全です。

高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の鳥の病気であり、感染鶏の肉や卵が市場に出回ることはないが、仮に感染鶏の肉や卵を摂取しても人が感染することはなく、人体には影響がない。
  
- H5N1 鳥インフルエンザが流行している地域へ渡航する際の注意

特別な必要がなければ、鶏・あひる・七面鳥・うずらなどを扱う鳥市場・飼育場等へ出入りしない。